

- P.1 ネット通販詐欺に注意！
- P.2 安心して購入するために
- P.3 不安に思ったら・・・
- P.4 相談員コラム

ネット通販詐欺に注意！ — 新生活を安心して始めるために —

進学や就職、一人暮らしなど、新生活に向けて家具や家電、日用品をそろえるためにネット通販を利用する機会が増える季節になりました。スマートフォンひとつで簡単に買い物ができ、時間や場所を選ばずに注文できるのはとても便利です。一方で、新生活が始まる時期はネット通販詐欺の相談が増える時期でもあります。「少しでも安く買いたい」「すぐに必要だから」といった気持ちにつけ込み、トラブルに発展するケースが後を絶ちません。ネット通販を安心して利用するために、よくある詐欺の手口と、購入前に気をつけたいポイントを確認しておきましょう。

「安すぎる！」は危険信号かも

今ではネット上でいつでもセールや値引きが行われており、定価より安いのが当たり前になっています。その中でも目立つのが、相場よりも極端に安い価格をうたうサイトで、ネット通販詐欺で特に多いパターンの一つです。

たとえば、

- 人気の家電が半額以下で販売されている
- 正規品のはずのブランド品が異常に安い
- 「本日限り」「残りわずか」と購入や申し込みを急がせる表示が目立つ

こうしたサイトでは、注文後に

- 商品がいつまでも届かない
- メールや問い合わせフォームに連絡しても返事がない

といったトラブルが発生することがあります。

必要なものでも、価格の安さだけで焦って判断せず、「なぜこんなに安いのか？」「他の販売サイトでも比較してみよう」と品質やブランドについて、一度立ち止まって考えることが大切です。





支払い方法をチェックして安全度アップ

詐欺サイトの中には、支払い方法が限られているものが多いです。

特に注意したいのは、

- 支払方法が銀行振込のみ
- 振込先が個人名義の口座
- 前払いのみで、支払い後のキャンセルができない

といったケースです。

銀行振込の場合、一度振り込んでしまうとお金を取り戻すのが難しく、取り戻すためにお金がかかることもあります。

購入前に、

- クレジットカードや代金引換など、複数の支払い方法があるか
- 振込先口座が法人名義であるか
- 支払い方法が明記されているか

を確認することで、トラブルのリスクを減らすことができます。



購入相手のチェックポイント



会社名(店舗名)

ホームページを見ても記載されていない



住所

番地やマンション名、部屋番号がない



住所: 東京都新宿区、で住所記載が終わっている



連絡先・問い合わせ先

フリーメールや海外の電話番号



不自然な日本語にも注意!

「～しておりますです」「誠にありがとう」など



購入相手は信用できる?

次に「お店が本当に存在するか」を確認しましょう。ネット通販では、事業者情報の確認がとても重要です。購入前に、サイト内の「会社概要」「特定商取引法に基づく表記」などを確認しましょう（表記事項の詳細は消費者庁の特定商取引法ガイドをご覧ください。）。

チェックしたいポイントは、

- 会社名や店舗名
- 住所や電話番号
- 問い合わせ先 です。

これらの情報がなかったり、日本語が不自然だったりする場合は、詐欺サイトの可能性があります。

少し手間でも、住所を検索してみる、電話番号の表記を確認するなど、一歩踏み込んだ確認が被害防止につながります。



トラブルに気づいたら、早めに相談を

- 商品が届かない
- 支払い後に連絡が取れない
- サイトが突然見られなくなった

このような場合は、詐欺の可能性があります。万が一、被害に遭ってしまった場合は一人で解決しようとせず、早めに相談することが大切です。

新宿消費生活センターでは、ネット通販に関する相談を受け付けています。相談が早いほど、状況に応じたアドバイスや対応方法を案内することができます。

また、商品注文後に業者から欠品の連絡があり、返金を装ってお金を騙し取られることがあります。「〇〇ペイで返金します」と言われ、相手の言うとおりに操作したり、相手に遠隔操作させたことにより相手に振込んでしまうという詐欺も横行しています。

「これって大丈夫かな？」と少しでも不安に思ったら、気軽に相談してください。



まとめ

消費生活センター



ホッ



ネット通販は、新生活の強い味方です。
しかし、便利さの裏にはトラブルのリスクもあります。

- 安すぎる商品には注意する
- 支払い方法を確認する
- お店の情報をしっかり見る

この3つを意識するだけでも、被害を防ぐことにつながります。

新生活を安心してスタートするために、**「買う前のひと呼吸」**を忘れずに、ネット通販を上手に利用しましょう。



相談員コラム

～家賃トラブル～

コロナ禍収束後の需要回復や物価上昇によるコスト増により、貸主に「賃料を上げる」と言われ、どう対処すべきか迷っている人もいるのではないのでしょうか。一度家賃が値上がりすると、毎月の固定費が増え、その後家賃が下がることはほとんどなく、借主にとって、引き上げられた金額が長期間にわたって負担となる可能性が高いため、家賃の値上げには慎重に対応することが大切です。

借主の対処法

- 日本では、借地借家法により、貸主と借主双方の合意がなければ、値上げは認められません。
- 貸主が家賃を値上げすることは、法律で認められていますが、借主は必ずしも応じる必要がありません。
- 借主は、納得できない場合は値上げを拒否することができます。
- 借主は、従来の家賃を支払えば、これまで通り居住することができます。
- 貸主が受け取りを拒否した場合には、借主は家賃を供託することで支払いの証明が可能です。

■ 具体的例

「家賃値上げの通知」が届いたとき

- ①通知内容を確認し、開始日はいつからか、金額はいくら上がるか、値上げの理由は何か、また増額条項に関する契約書の該当条項はどのようになっているのか確認しましょう。
→理由が曖昧 / 根拠が弱い場合は、交渉の余地が大きいです。
- ②すぐに「意思表示」することが重要です。放置はよくありません。同意していないことを書面（メール）で明確に伝えましょう。

→「拒否」ではなく「同意していない」と表現し協議の意志を示すことが重要です。

- ③交渉材料となる根拠を集めましょう。例えば、近隣相場を調べたり、物件条件を整理（設備の老朽化、修繕実施、騒音、日照等）する等があります。

→相場より著しく高額だったり、条件で改善されていない点があれば、減額・据え置ききの根拠になります。

- ④交渉の選択肢は据え置きが最優先ですが、現実的な落としどころとしては段階的値上げ、更新料や駐輪代の減免とセット、期間限定で据え置き（1年後に再協議）等があります。

→全面拒否より、条件提示型のほうが通りやすいです。

- ⑤家賃の支払いについて（重要）

○原則：これまで通りの家賃を支払いましょう。振込時の備考欄に「賃料増額不同意・従前賃料」と記載します。

✕新家賃を支払ってしまうと同意＝承諾と取られる可能性があります。交渉前に新家賃は払わないようにしましょう。

- ⑥更新時でも同様で、更新＝自動同意ではありません。値上げに同意しなければ、従前条件での法定更新が原則です。「値上げに同意しないなら更新しない」は簡単には通りません。

- ⑦困ったときは、新宿消費生活センター 03-5273-3830 または貸貸ホットライン 03-5320-4958 に相談できます。

交渉をしても妥協の可能性がない場合、第三者の助けを借りることになります。一般財団法人不動産適正取引推進機構の特定紛争処理事業（不動産ADR）、弁護士会による紛争解決センター、裁判所での民事調停の利用が可能です。是非、参考にしてください。

新宿区公式ホームページ 消費生活相談

<https://www.city.shinjuku.lg.jp/seikatsu/index06.html>



新宿消費生活センターの X (旧 Twitter)

https://x.com/shinjuku_shohi



新宿消費生活センターご利用案内

契約・解約に関して困ったことがあったらご相談ください。
消費生活相談員や弁護士がお話をお伺いします。

●消費生活相談

〈対象〉新宿区に在住・通勤・通学している方
〈相談料〉無料
〈相談場所〉新宿区立新宿消費生活センター
（新宿 5-18-21 新宿区役所第二分庁舎 3 階）
〈電話番号〉03-5273-3830（消費生活相談専用）
電話相談：月～金（年末年始、祝日を除く）
9:00～17:00
来所相談：月～金（年末年始、祝日を除く）
9:00～16:30

●弁護士相談・多重債務相談

※まず、消費生活相談員がお話をうかがいます。

●弁護士相談（来所相談のみ・予約制）
相談日時：毎週水曜日（年末年始、祝日を除く）
9:00～12:00、13:00～16:00

●多重債務相談（来所相談のみ・予約制）
相談日時：毎週第4火曜日（祝日の場合、第5火曜日）
13:00～16:00